

# 令和8年度 DX推進トータルサポート事業

## 【DXアドバンスコース、DXステップアップコース、 AI活用コース 募集要項】

### ○申請受付期間

令和8年4月6日(月)～5月8日(金)

※申請要件についての詳細は P.5～7「3. 募集内容」をご覧ください。

### ○申込み方法

当事業ポータルサイト内の申込フォームよりお申し込みください。

※申込み方法についての詳細は P.7「4. 申請方法」をご覧ください。

URL : <https://iot-robot.jp/>

デジタル化推進ポータル

検索



### 【問い合わせ先】



総合支援部 生産性向上支援課 DX推進トータルサポート事業担当  
〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町1-9  
東京都産業労働局秋葉原庁舎  
電話 : 03-3251-7917

## 目次

1	事業目的.....	1
2	事業内容.....	1
3	募集内容.....	5
4	申請方法.....	7
5	募集期間.....	7
6	審査方法.....	7
7	注意事項.....	8

## 1 事業目的

DX推進トータルサポート事業（以下「本事業」という。）は、都内中小企業がデジタル技術を用いて企業変革や生産性向上を図ることで、継続的な成長・発展、安定的な賃金引上げを目指していき、中小企業のDXを推進する取組を総合的に支援します。

## 2 事業内容

### (1) アドバイザーによる現地調査・診断およびトータル支援（アドバイザー派遣）

ICT・IoT・AI、ロボットなどデジタル技術を活用して自社の企業変革や生産性向上に取り組む中小企業等へアドバイザーを派遣し、課題抽出から身の丈に合う具体的な取り組み内容について一緒に考え、アドバイスいたします。また、必要に応じ、導入計画等の策定、導入後のフォローまでご支援いたします。

なお、現地調査・診断では、アドバイザーが中小企業者等の本社、工場等を訪問して現地調査を行い、原則最終的な決定権を持つ代表若しくは担当役員ご同席のもと現状の課題を明確化してデジタル技術の活用に関するトータル支援の方針を決定します。

また、お申し込みの際には「DXステップアップコース」もしくは「DXアドバンスコース」、「AI活用コース」のいずれかのコースをご選択いただきます。コースごとの詳細につきましては、下記表およびポータルサイト内の各コースご説明ページも合わせてご確認ください。

※「生産性向上コース」につきましては、令和8年6月頃に募集開始予定です。

	②-1 DX ステップアップコース	②-2 DX アドバンスコース	③ AI活用コース
取組テーマ	DX戦略策定・推進	DX戦略実現・企業変革	AIの日常的な活用
支援回数	最大32回 (1年度目 12回・2年度目 12回 ・3年度目 8回)	最大24回 (1年度目 12回・2年度目 12回)	最大24回 (1年度目 12回・2年度目 12回)
企業の作成書類	DX戦略書	—	—
目標	5～10年後のビジョンに基づく長期的な変革		AI時代の到来を見越した日常的なAI活用
範囲	全社的		全社的
体制	企業の全社・部署横断的な取組		企業の全社・部署横断的な取組
取組事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>●DX戦略を策定し、需要増加を見据えて業界の「品質リーダー」を目指し、製品価値向上に繋がるような製造工程のトレーサビリティシステムを導入したい</li> <li>●DX戦略を策定し、モノで稼ぐモデルから、提供価値で稼ぐモデルに転換したい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●既に自社で策定しているDX戦略を基に、顧客の状況をデータで予測し、困る前に解決策を届ける会社になりたい</li> <li>●既に自社で策定しているDX戦略を基に、顧客との全ての接点を記録し、誰が対応しても『最高の体験』を届けたい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●業務進捗をAIが監視しタスクを自動配分し、判断の停滞を解消・現場が自律的に動き続ける高機動的組織へとビジネスプロセスを再設計したい</li> <li>●財務と現場の全データをAI上に統合・経営の複製を構築し、数万通りの将来予測に基づき、先手で対策を打てるデータ駆動型経営へ移行したい</li> </ul>

## 【支援内容】

### ① DXステップアップコース

DXを検討している都内中小企業に対して、DX推進アドバイザーが、経営理念・ビジョンを踏まえたDX戦略の策定を支援すると共に、そのDX戦略に基づいてデジタル技術の導入から活用、社内DX推進人材の育成までを長期的に支援します。

※お申し込みには賃金引き上げ計画の策定を基本要件とします。

### ② DXアドバンスコース

DX戦略・計画の策定が済んでいる企業（DX認証取得企業等）を対象に、DX戦略の実現に向けてDX実践アドバイザーによる伴走支援を行います。全社的にまたがるDX推進上の課題に対して、経営面、技術面から手厚いサポートを行うことで、中小企業の先進事例となるようなDXの実現を目指します。

※お申し込みには賃金引き上げ計画の策定を基本要件とします。

## ※公社が考える「中小企業DX」とは

「経営者の覚悟(コミットメント)のもと、全社的・長期的かつ自社以外からの視点を持ち、業務プロセス・組織・企業風土の変革を志向し、全社戦略に基づきデジタル技術を導入しデータを活用して、企業が自律的に成長していくこと。

## ※①、②コースで支援対象とされる取り組みの例

データやデジタル技術（ICT、IoT、AI、ロボット）を活用したDXによる企業変革（業務プロセスやビジネスモデルの抜本的な改革）への以下のような取り組み等。

### <取組例>

- ・ 原材料費率や粗利益率をはじめとする経営指標をタイムリーに確認することができるよう基幹システムをリプレイスしたい
- ・ 需要増加を見据えて業界の「品質リーダー」を目指し、製品価値向上に繋がるような製造工程のトレーサビリティシステムを導入したい
- ・ 従来の「足で稼ぐ訪問営業」から、データを活用した「インサイドセールス（非対面営業）」へ転換。データに基づいた顧客支援へのシフト

### ③ AI活用コース

生成AI・AIエージェント・フィジカルAI等の導入により新たな活用事例の創出を目指す企業を対象に、AI活用アドバイザーがAI活用計画の策定を支援するとともに、社内リテラシー向上やAI技術の導入から活用までを支援する。

## ※③コースで支援対象とされる取り組み

日々進化するAIを活用して業務プロセスやビジネスモデルの革新的な取り組み等。

### <取組例>

- ・ AIエージェントによる業務プロセスの自律化により、複数の事務処理の自動化への取り組み

- ・視覚（画像・映像）、聴覚（音声・音響）、センサーデータを組み合わせた、AIによる自動化（事故予防、顧客対応等）の取り組み
- ・市場価格、販売動向の変動をAIが監視し、価格交渉からサービスの手配までAIエージェントによる自動完結への取り組み（物流業、小売業等）

#### 【募集社数】

- ①DXステップアップコース 20社
- ②DXアドバンスコース 10社
- ③AI活用コース 10社

#### 【派遣回数】

- ①DXステップアップコース
  - ・現地調査・診断 最大2回
  - ・アドバイザーによるトータル支援（3年間）最大32回  
原則1年度目12回、2年度目12回、3年目8回
- ②DXアドバンスコース
  - ・現地調査・診断 最大2回
  - ・アドバイザーによるトータル支援（2年間）最大24回  
原則1年度目12回、2年度目12回
- ③AI活用コース
  - ・現地調査・診断 最大2回
  - ・アドバイザーによるトータル支援（2年間）最大24回  
原則1年度目12回、2年度目12回

#### 【費用】

- ①、②、③とも無料

#### 【支援方法・時間】

- ・支援は状況に応じて対面形式およびオンライン形式のどちらも可能<sup>\*</sup>です。
- ・支援は原則として平日の日中に1回あたり1.5時間～2時間目安での実施となります。  
ご相談への対応やアドバイス等は支援の時間内に実施します。

※現地調査・診断は本社、工場等にご訪問させていただき、原則最終的な決定権を持つ代表若しくは担当役員ご同席のもと実施いたします。

#### 【派遣場所】

東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、群馬県、栃木県、茨城県、山梨県

※東京都外の拠点への派遣は東京都に本店登記がある事業者のみ可能です。東京都に本店登記がない場合は、東京都内にある拠点での実施となります。

### 【派遣するアドバイザー】

#### ①DXステップアップ、②DXアドバンスコース

民間企業等の出身で企業経営及びデジタル技術活用に関する高度な知識を有する者

#### ③AI活用コース

最新のAI技術の動向に関して高度な知識を有し企業への指導・導入実績を有する者

※①本事業に登録された専門家（中小企業診断士、ITコーディネーター等）から申込内容にあった専門家を事務局で選定して派遣します。

②、③本業務は東京都中小企業振興公社よりテックファーム株式会社が受託しており同社が専門家の選定と派遣を行います。

### 【支援期間】

#### ①DXステップアップコース：

支援決定日から最大3年度間（令和11年2月末まで）

#### ②DXアドバンスコース、③AI活用コース：

支援決定日から最大2年度間（令和10年2月末まで）

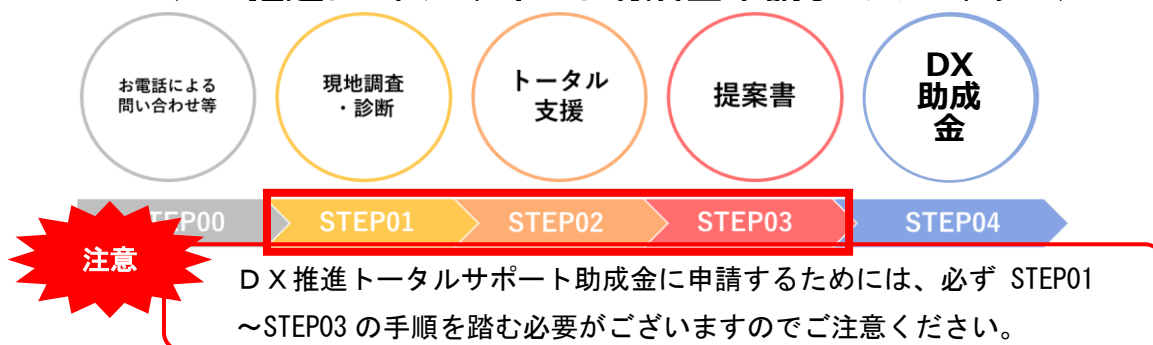
## (2) DX推進トータルサポート助成金

公社が実施する「DX推進トータルサポート事業」におけるアドバイザーによる支援を受け、「アドバイザーによる提案書」の内容に基づき、デジタル技術を用いた企業変革や生産性向上を図るために必要な経費の一部（助成限度額1,500万円～3,000万円、※大幅賃上企業は2,000万～5,000万円（下限額30万円））を助成します。

公社所定様式による申請を受け、審査のうえ決定します。詳細は別途事業ホームページをご確認ください(<https://iot-robot.jp/business/dxtotalsupportsubsidy/>)。

※DX推進トータルサポート助成金の申請には「DX推進トータルサポート事業」にてトータル支援を受ける中で、アドバイザー作成の提案書を受け取り、その提案内容に基づいた申請である必要があります。また、助成金申請に必要な「アドバイザーによる提案書」の作成には最低3ヶ月程度のお時間をいただきますので予めご了承ください。作成された提案書の有効期限は、支援対象期間にかかる事業年度となりますのでご注意ください。

### <DX推進トータルサポート助成金申請までのステップ>



### 3 募集内容

申込みに当たっては、次の（１）～（４）のすべての要件を満たす必要があります。また、特段の記載がある場合を除き、支援対象期間が終了するとき（それより前に支援期間が完了する場合はその完了時）まで申請要件を引き続き満たす必要があります。

（１） 本支援申込み時点で、下記ア～ウをいずれも満たすこと

ア 東京都内に登記簿上の本店又は支店があること

イ 中小企業基本法第２条第１項に規定する中小企業者または個人事業主等で、下表の「資本金の額」または「従業員数」のいずれかに該当すること

主たる事業を営んでいる業種 (平成25年10月改定 日本標準産業分類第13回改訂分類による)	資本金基準 (資本金の額又は出資金の総額)	従業員基準 (常時使用する従業員の数) <sup>(注)</sup>
製造業、建設業、 運輸業その他の業種（下記以外）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用 タイヤ及びチューブ製造業並びに工 業用ベルトを除く。）	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業（下記以外）	5,000万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
小売業（飲食業含む）	5,000万円以下	50人以下

(注) 常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含みません。

ただし、次のいずれかに該当する中小企業（みなし大企業）は除きます。

- ・ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
- ・ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
- ・ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

※「大企業」とは中小企業ではない企業のことを指します。

※P. 9の別表に定める「組合等」も対象となる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

ウ 東京都内で実質的に事業を行っている事業者であること

実質的に事業を行っているとは、登記の有無や建物の所在の有無だけでなく、客観的にみて都内に根付く形で事業活動が行われていることを指します。

申込内容、ホームページ、名刺、看板や表札、電話等連絡時の状況、事業実態や従業員の雇用状況等から総合的に判断します。

(2) 申請に必要な書類を全て提出できること (P. 7 「4 申請方法」参照)

(3) ①DXステップアップ、②DXアドバンスコースを申込される場合は、支援期間中に賃金引き上げ計画の策定を約束できること。

※DX推進トータルサポート助成金の申請要件となります。詳細は助成金募集要項をご確認ください。

(4) 注意事項

ア 以下の場合は本支援の対象外となります。

- ・課題の解決方法の策定や導入するシステムの選定が既に完了している場合（アドバイザーの助言が不要になるため。）
- ・単なるデジタルツールの導入を目的とした場合
- ・申請企業による主体的な申込でない場合
- ・助成金の活用のみを目的とした場合
- ・販路拡大のみを目的とした場合
- ・販売を目的とした自社製品及び自社サービスの開発のみを目的とした場合
- ・アドバイザーに作業を依頼したい場合（「助言・アドバイス」が支援内容になります。）
- ・法令等もしくは公序良俗に違反し、またはその恐れがある場合
- ・東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）に規定する暴力団関係者又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、支援の対象として社会通念上適切でないとは判断される業態を営むものである場合
- ・公社が連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法など公的支援先として適切でない業態を営んでいた又は営んでいると判断した場合
- ・申込みに際し虚偽の情報を記載し、その他公社及び事務局に対して虚偽の申告を行った場合

イ 同一支援期間内にお申込みいただけるのは一事業者一申請のみです。当該支援期間内にお申込みいただいた同一の代表者が経営する複数法人（個人事業主を含む）による申請は認められません。

ウ お申込みいただいた事業者と資本関係を持つ同一グループ内の法人からのお申込みはお断りさせていただく場合がございます。

エ アドバイザーと同種の業務または当事業の内容と重複する業務（デジタル化やDX関連業務、各種コンサルティング業務、助成金申請関連業務など）を生業とする方のご利用はお断りする場合がございます。

オ 本事業において、同時に複数のコースの支援を受けることはできません。また、前身事業の「DX推進支援事業」との併用もできません。

また、アドバイザー派遣支援終了後に再度お申込みすることができますが、同一支援テーマでのお申込みはできません。

#### 4 申請方法

当事業ポータルサイト内の利用申請フォームからお申込みください。

※利用申請フォームは日本語で記載してください。

※利用申請フォームへの入力内容は、送信後の加筆・修正等はありません。

なお、お申込みには下記資料の添付が必要となりますので、あらかじめご準備ください。

<①、②、③コース共通>

- ・申請フォーム別紙資料（各コース指定の様式）
- ・直近3期分の決算書（貸借対照表・損益計算書）（創立3年未満など、3期分提出できない場合は、提出可能な分のみご提出ください）
- ・発行から3か月以内の履歴事項全部証明書（個人事業主の場合は、税務署に提出した「個人事業の開業・廃業等届出書」の控え）

<①、②コース共通>

- ・推進体制図（任意書式）（本支援による取り組みの責任者・参加者・関係部署等とそれらの関係・指揮系統等を示したもの。申請時点の予定で可）

<②DXアドバンスコースのみ>

- ・自社で作成されたDX戦略書等

※DX戦略書の例示：「DX推進支援事業」及び「企業変革に向けたDX推進支援事業」で作成したDX略書、DX認定制度（経済産業省/情報処理推進機構（IPA）で認定されている計画、経営革新計画認定計画（但し、DXの要素が含まれていること）、自社で作成されたDX戦略書等。

※提出された計画書等は必要な要素が含まれているか公社で判断します。

#### 5 募集期間

令和8年4月6日（月）～令和8年5月8日（金）

#### 6 審査方法

事務局では、応募内容をもとに審査を実施し、支援の可否を判断します。応募者に確認事項が生じた場合には、事務局から個別にメールまたは電話での情報照会を行う場合があります。

**また、審査にあたって面談によるヒアリングが必要な場合は別途日程をご連絡させていただきます。**

**5月下旬に行われる総合審査会にて最終的な支援対象者を決定します。**

審査結果については、結果の如何に関わらず全ての応募者に対してメールで連絡します。

審査に関する個別のお問合せにはお答えいたしかねますので、予めご了承ください。

## 7 注意事項

### (1) 本支援ご利用にあたってのお願い

ア 本支援の利用に際して、公社及びアドバイザーと秘密保持契約を取り交わすことはできません。

※アドバイザーは公社との委嘱契約において、秘密保持の義務を負っています

イ 本支援は当社の意思決定に対する助言を行うものであり、アドバイザーが業務の代行をするものではなく、最終判断・行動等は利用企業の責任で行っていただきます。

ウ アドバイザーの支援には、支援企業の役員・従業員のみが参加できます。それ以外の方の同席を希望される場合は事前に事務局の許可が必要となります（アドバイザーのノウハウ保護のため）。

なお、顧問・相談役といった肩書を有している場合でも、役員・従業員として支援企業に所属していない限りは本項に基づく許可が必要となります。

エ 「事例記事」「事例動画」等への掲載にご協力いただく企業様には、別途、取材及び撮影・原稿校正等をお願いする場合がございます。

オ 本支援実施によるアンケートにご協力をお願いします。

カ 本事業実施状況等により公社職員が訪問等をする場合があります。

キ 本支援は東京都の公金で運営する事業であるため、東京都に対し支援内容等を報告することがあります。

### (2) 名称・所在地・代表者・ご連絡先等の変更について

名称・所在地・代表者・ご連絡先等に変更があった場合には、速やかに公社にお申し出ください。

### (3) 本支援の中止について

支援事業者、外注（委託）先の事業者その他支援事業の関係者が次のいずれかに該当した場合、通知や協議の上、支援を中止する場合があります。

ア 支援事業者が支援の受け入れを辞退したとき。

イ 申込みフォーム等で申告いただいた連絡先に連絡がつかない状態が一定期間続いたとき。

ウ 企業様が主体的に取り組みをしていただけないとき。

エ 申込み内容と異なる事実が認められたとき。

オ P. 5～7「3 募集内容」に記載する要件を満たさなくなったとき。

カ 偽り、隠匿その他不正の手段により支援を受けたとき又は受けようとしたとき。

キ 申請要件に該当しない事実が判明したとき。

ク 支援事業者が会社更生法に基づく手続き、民事再生法に基づく手続き又は破産法に基づく手続き若しくはこれに準ずる手続き等を開始したとき。

ケ 申込み日までの過去5年間又は申込み日から本支援期間終了日までの間に、法令に

違反したとき。

- コ 申込み日までの過去5年間又は申込み日から本支援期間終了日までの間に、公社・国・都道府県・区市町村等が実施する助成事業等に関して、不正等の事故を起こしたとき。
- サ 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）に規定する暴力団関係者であること又は風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、支援の対象として社会通念上適切でないと判断される業態を営んでいたこと若しくは営んでいることが判明したとき。
- シ 公社が連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法など公的支援先として適切でない業態を営んでいた又は営んでいると判断したとき。
- ス その他、公社が支援の継続が困難であると判断したときや支援事業者として不適切と判断したとき。

＝申込者情報のお取り扱いについて＝

1 利用目的

- (1) 当該事業の事務連絡や運営管理・統計分析のために使用します。
  - (2) 経営支援・技術支援等各種事業案内やアンケート調査依頼等を行う場合があります。
- ※ 上記(2)を辞退される方は、当該事業担当者までご連絡ください。

2 第三者への提供（原則として行いませんが、以下により行政機関へ提供する場合があります。）

(1) 目的

- ア 当公社からの行政機関への事業報告
- イ 行政機関からの各種事業案内、アンケート調査依頼等

- (2) 項目…氏名、連絡先等、当該事業申請書記載の内容
- (3) 手段…電子データ、プリントアウトした用紙

※ 上記(1)目的のイを辞退される方は、当該事業担当者までご連絡ください。

- ◆ 個人情報「個人情報の保護に関する要綱」に基づき管理しております。当要綱は、(公財)東京都中小企業振興公社 Web ページより閲覧及びダウンロードすることができますので、併せてご参照ください。<https://www.tokyo-kosha.or.jp/privacy.html>

別表

区 分	対 象
中小企業者	<p>以下の（１）及び（２）の要件を満たす中小企業者</p> <p>（１）中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条に規定する中小企業者で以下に該当しないもの</p> <p>ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有</p> <p>イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有</p> <p>ウ 大企業の役員または職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている</p> <p>なお、「大企業」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条に規定する中小企業者に該当しないもの。ただし、以下は除く。</p> <p>（ア） 中小企業投資育成株式会社</p> <p>（イ） 投資事業有限責任組合</p> <p>（２）東京都内に主たる事業所を持ち、事業を営んでいること</p>
組合等	<p>以下の（１）及び（２）の要件を満たす組合等</p> <p>（１）以下のいずれかに該当すること</p> <p>ア 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第３条１項に規定されている中小企業団体</p> <p>イ 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第２条に規定されている法人</p> <p>ウ その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条に規定する中小企業者であるもの</p> <p>エ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般社団法人及び一般財団法人</p> <p>オ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定されている特定非営利活動法人</p> <p>カ 任意グループ（構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を行うもの）</p> <p>（２）東京都内に主たる事業所を持ち、事業を営んでいること</p>